

○社会福祉法人新潟南福社会 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規則

| | | | | | |
|----|----|-----|----|-----|----|
| | 平成 | 7年 | 8月 | 1日 | 制定 |
| 改正 | 平成 | 20年 | 3月 | 26日 | 議決 |
| 改正 | 平成 | 26年 | 7月 | 21日 | 議決 |
| 改正 | 平成 | 29年 | 1月 | 25日 | 議決 |
| 改正 | 平成 | 29年 | 6月 | 15日 | 議決 |
| 改正 | 令和 | 2年 | 3月 | 26日 | 議決 |

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人新潟南福社会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」とする。）の報酬等及び費用弁償の額並びに支給方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条により選任された者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは区分する。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 役員等の報酬総額は、年間450万円の範囲内とする。
- (2) 常勤役員等の報酬は、別表1に定めるところによる。
- (3) 非常勤役員等の報酬は、別表2に定めるところによる。
- (4) 年の途中で、退任又は死亡した場合は、月割計算により、これを支給する。

(支給日)

第4条 支給日は、次の各号によるほか、社会福祉法人新潟南福社会給与規則に準じて支払う。

- (1) 常勤役員は、毎月15日とする。
- (2) 非常勤役員は、毎年度の3月中とする。

(費用等)

第5条 役員等が職務のため出張したとき及び会議等に参加したときは、次のとお

りとする。

- 2 役員等に支給する旅費については、別表3により支給するほか、社会福祉法人新潟南福社会職員旅費規則に準じる。
- 3 役員等が会議等の招集に応じたときは、別表第4により費用弁償を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規則に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第7条 当法人は、本規則をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年7月21日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年6月15日（定時評議員会の議決日）より、施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

| 内容 | 報酬等の額 |
|------|---------------------|
| 常務理事 | 法人の継続雇用職員の例により別に定める |
| 出張用務 | 別表 3 の計算により支給する |

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

| 内容 | 報酬等の額 |
|-----------|-----------------|
| 評議員 | 無報酬 |
| 評議員会への出席 | 5,000円(費用弁償) |
| 上記の他、出張用務 | 別表 3 の計算により支給する |

(2) 理事

| 内容 | 報酬等の額 |
|------------|-------------------|
| 理事長 | 年額 150,000円までの範囲内 |
| 副理事長 | 年額 100,000円までの範囲内 |
| 理事 | 年額 20,000円までの範囲内 |
| 理事会等会議への出席 | 5,000円(費用弁償) |
| 上記の他、出張用務 | 別表 3 の計算により支給する |

(3) 監事

| 内容 | 報酬等の額 |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 監事 | 年額 20,000円までの範囲内 税理士の資格保持者 年額50,000円までの範囲内 |
| 監査等への出席 | 5,000円(費用弁償) |
| 上記の他、出張用務 | 別表 3 の計算により支給する |

別表 3

| 船賃 | 車賃 | 日当(1日につき) | 宿泊料(1夜につき) |
|----|---------|-----------|------------------------|
| 1等 | 1km 30円 | 5,000円 | 県内10,000円 県外13,000円 |

別表 4

| 費用弁償 | 1日につき | 5,000円 |
|------|-------|--------|
|------|-------|--------|